

残業代を請求された場合の対応（会社経営者側）

会社経営者の皆様、こんにちは。弁護士法人四谷麴町法律事務所代表弁護士の藤田進太郎です。このページのテーマは、「残業代を請求された場合の対応」です。

「残業代を請求された場合の対応」と聞いて、皆様は、どんなことが頭に浮かびますか？残業代の請求金額が大きくなると資金繰りが苦しくなる、どうやって資金の手当てをしよう…といった資金面の悩みでしょうか？残業代が欲しいなんていう人は、この業界には向いていないから、転職した方がいいといった率直な感想でしょうか？それとも、残業代を払うことは法律で決められていることなのだからしょうがない…といった、あきらめの気持ちでしょうか？このページの冒頭では、私の経験を踏まえ、残業代を請求された場合に会社経営者が直面することが多い問題の中から特に重要なもの3つを選んでお話しします。それらの問題について一緒に考えて行きましょう。

1つ目は、退職した社員から残業代を請求された場合の支払が「予定外の支出」であることです。金額が大きい支払でも、元々予定されたものであれば、資金の手当てをしていますから、大きな問題にはなりません。しかし、退職した社員から残業代を請求された場合の支払は、本来、予定していなかった支払です。このため、ことのほかダメージが大きくなるのです。「残業代込みのつもりで、業界水準よりも高い給料を払っていたのに、まさか、こんなことになるとは…。」予想外の残業代請求を受けて途方に暮れる会社経営者を、私は数多く見てきました。

2つ目は、「社員間の不公平」です。想像してみてください。退職後に残業代を請求して、200万も、300万も支払ってもらえる社員がいます。他方で、ボーナスをあまりもらえなくても、会社のために一生懸命働いてくれている社員たちがいます。「会社や周りに迷惑をかけて辞めた社員にこんな大金を払うんだって

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

ら、会社のため頑張ってくれている社員たちに支払ってあげたい。今回の支払で、事業資金が底をついてしまう…。」悔しそうに話す会社経営者を、私は数多く見てきました。

3つ目は、「職場秩序の乱れ」です。想像してみてください。あなたの会社に、ひどい問題社員がいたとします。仕事をさぼってばかりで、上司が注意しても、全く言うことを聞きません。新入社員がせっかく入社しても、いじめて辞めさせてしまいます。生き残ることができるのは、自分の思いどおりになる「子分」のような社員ばかり。何とかしなければいけないと思い、会社経営者が注意したところ、「残業代も払わないくせに、何を偉そうなこと言ってるんですか!?残業代を払わないのは、労基法違反の犯罪なんですよ。法律も守れない犯罪者に、人のことをあれこれ言う資格はない!まずは残業代を払ってから、ものを言って下さいよ!」と言り返されてしまいます。弁護士や労働組合が入って、とても払えないような多額の残業代を請求されたら、どうしますか?労基署に駆け込まれたら、どうしますか?残業代を請求するという言葉に会社経営者がひるんで、問題社員に必要な注意をすることができなくなったら、職場はおかしくなってしまいます。好き勝手に振る舞う問題社員に会社経営者が手も足も出ないのを社員たちが見たら、愛想を尽かして退職してしまうかもしれません。

…いかがでしたでしょうか。会社経営者にとって、頭の痛い問題ばかりだったことと思います。残業代に未払があって、いつ請求を受けても不思議でない状態というのは、本当に大きなリスクなのです。

会社経営者の皆様、こんなひどい結果にならないよう、どうすればいいのか、私と一緒に考え、実践してみませんか?残業代を請求された場合の対応、予想外の残業代請求を受けないようにするための労務管理は、弁護士法人四谷麴町法律事務所(東京都千代田区)にご相談下さい。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麴町5丁目2番地 K-WINGビル7階